

このサンプル問題は、第6回産業廃棄物適正管理能力検定試験から追加創設される応用編コース（建設系コース／事業系コース）の建設系コースに対応するものです。

産業廃棄物適正管理能力検定試験

【応用編】 建設系コース

サンプル問題

【出題範囲（建設系コース）】

産業廃棄物適正管理能力検定の出題範囲に加え、建設業及び建設業に類似する排出形態に特化した状況に対応するための応用力を問います。具体的な出題範囲は、以下のものが挙げられます。

- ・解体／新築・増築／修繕（リフォーム）／土木工事などの各種工事の状況に対応する廃棄物管理
- ・石綿の除去に関わる、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）や大気汚染防止法などの理解
- ・その他、建設系企業の廃棄物管理を適正に行うために必要な関連する知識

【試験概要】

- ・産業廃棄物適正管理能力検定試験と同日に、合わせて実施します。
- ・試験時間は、1時間です。
※産業廃棄物適正管理能力検定と合わせて受験する場合、産業廃棄物適正管理能力検定の試験時間2時間+30分となります。
- ・応用編コースの合格は、産業廃棄物適正管理能力検定の合格が条件となります。
- ・応用編の2コース（建設系／事業系）は、同日に受験することはできません。
- ・その他、産業廃棄物適正管理能力検定に準じます。

環境先進企業の実務と教育を支える。



一般社団法人企業環境リスク解決機構

Corporate Environmental Risk Solution Institution

TEL:03-6435-7747 FAX:03-6809-2582 MAIL:info@cersi.jp URL:http://cersi.jp/

注意事項

1. 選択肢問題は各問題につき1つのみ選択し回答すること。(解答欄に複数の解答がある場合は不正解とします)
2. 本サンプル問題は特段の記載が無い限り、地方自治法に基づいて制定された条例による規制は除き、廃棄物処理法及びそれに関する省庁の通知に基づいて解答すること。
3. 本サンプル問題では「産業廃棄物管理票」を「マニフェスト」と表記しています。

第1問：正誤問題（各1点）×25問

※サンプル問題では5問

次の各文章のうち、内容が正しいものには1を、誤っているものには2を解答用紙の所定欄に記入しなさい。

ア. 排出事業者は、委託した産業廃棄物による生活環境上の支障が起きた場合、その不適正処理が行われる可能性が客観的に認められる状況において現地確認などの調査行動を何ら講じなければ、注意義務違反としてその支障の除去が命じられる可能性がある。

イ. 廃石膏ボードは、ガラスくず（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）に該当するが、紙と分離した後の石膏粉も含めて安定型最終処分場での処分はできず、管理型産業廃棄物に該当する。

ウ. 石綿含有産業廃棄物は、がれき類、ガラスくず、または廃プラスチック類に該当するため、該当品目の破碎や選別の中間処理を行う許可を有する処分業者への委託ができる。

エ. 請負金額が500万円未満の解体工事のみを受注する場合、建設業法に基づく解体工事業許可を取得する必要はないので、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録も受けていない。

オ. 優良産廃処理業者認定は、許可自治体が不適正処理を行わないことに一定の保証をし、監視するものであることから、排出事業者がその認定を受けた優良認定業者に委託する場合には、不適正処理のリスクはないと判断することができる。

解答・解説、採点基準

第1問	ア.	1	⇒正しい。
	イ.	1	⇒正しい。
	ウ.	2	⇒石綿含有産業廃棄物は、破砕等の処分は禁止され、処分方法が限定されている。
	エ.	2	⇒建設リサイクル法に基づく解体工事業登録が必要となる。
	オ.	2	⇒優良産廃処理業者認定は、情報の公開等の一定条件を満たしていることをもって認定されるものである。
第2問	ア.	3	⇒新築工事の場合、請負金額に関わらず認められない。
	イ.	2	⇒発注者が建設業許可を有しているかどうかは判断基準になく、元請業者が排出事業者となる。
第3問	[採点基準] 論述問題は、「問題理解力」「説得力」「構成力」「文章力」「知識力」の5つの評価項目を参考にして、評価を行います。		

サンプル問題は以上です。皆様の受験を、心よりお待ちしております。